

在宅障がい者手当等

■ 特別児童扶養手当

心身に中・重度の障がいをもつ 20 歳未満の児童を養育している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に支給されます。ただし、父母や養育者または同居されている扶養義務者の所得によって制限があります。

また、対象児童が障がいを支給理由とする公的年金を受給している場合や、社会福祉施設等に入所している場合等は、支給の対象となりません。

【支給額】

- 1 級（重度障がい）・・・児童一人につき月額 50,050 円（平成 25 年 10～）
49,900 円（平成 26 年 4 月～）
- 2 級（中度障がい）・・・児童一人につき月額 33,330 円（平成 25 年 10 月～）
33,230 円（平成 26 年 4 月～）

※手当の支給は申請の翌月分からとなります。支給の時期は 4・8・11 月の年 3 回です。

【申請に必要なもの】

- ・ 所定の診断書（市福祉総務課にあります。）
- ・ 世帯全員の住民票
- ・ 戸籍謄本
- ・ 受給資格者（保護者）名義の預貯金通帳
- ・ 印かん

※申請に必要な書類は、世帯の状況等によって異なりますので、詳しくは事前に市福祉総務課までお問い合わせください。

【申請書提出先】

市福祉総務課（鴨島庁舎本館 2 階）

■ 障がい児福祉手当

20 歳未満の児童で、心身に重度の障がいがあるため日常生活において常時介護を必要とする在宅の方。ただし、本人や父母、または同居している扶養義務者の所得によって制限があります。また、対象児童が障がいを支給理由とする公的年金を受けていたり、社会福祉施設等に入所したりしている場合等は、支給の対象となりません。

【支給額】

- 月額 14,180 円（平成 25 年 10 月～）
14,140 円（平成 26 年 4 月～）

※手当の支給は申請の翌月分からとなります。支給の時期は 2・5・8・11 月の年 4 回です。

【申請に必要なもの】

- ・ 所定の診断書（市福祉総務課あります。）
- ・ 戸籍謄本
- ・ 受給者本人（対象児）名義の預貯金通帳
- ・ 印かん

【申請書提出先】

市福祉総務課（鴨島庁舎本館2階）

■ 特別障がい者手当

20歳以上の方で、心身に著しく重度の障がいがあるため日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方。ただし、受給資格者、またはその配偶者および生計を維持する扶養義務者の所得によって制限があります。

また、受給資格者が社会福祉施設等に入所している場合や、病院または診療所に継続して3カ月以上入院している場合は、支給の対象となりません。

【支給額】

月額 26,080円（平成25年10月～）

26,000円（平成26年4月～）

※手当の支給は申請の翌月分からとなります。支給の時期は2・5・8・11月の年4回です。

【申請に必要なもの】

- ・ 所定の診断書（市福祉総務課にあります。）
- ・ 戸籍謄本
- ・ 受給者本人（対象者）名義の預貯金通帳
- ・ 印かん
- ・ 公的年金関係の証書
- ・ 前年（1月～6月に申請する場合は前々年）の1年間に受給した年金の総額がわかる資料（振込通知書または年金振込先の通帳等）

【申請書提出先】

市福祉総務課（鴨島庁舎本館2階）

■ 心身障がい者扶養共済制度

心身障がい者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が生存中掛金を納付することにより、保護者がお亡くなりになった場合などに障がい者に終身年金を支給する任意加入の制度です。

※実施主体は都道府県・指定都市になりますので、吉野川市では書類の取次のみを行います。

【加入者の要件】

障がい者を扶養している保護者であって、かつ、65歳未満で特別の疾病または障がいを有しない方

【掛金額】

加入者の加入時の年齢・加入時期に応じた掛金（5,600円～23,300円）となっており、2口まで加入できます。

加入時年齢	平成20年3月31日までに加入された方	平成20年4月1日以降に加入された方
35歳未満	5,600円	9,300円

35歳以上～40歳未満	6,900円	11,400円
40歳以上～45歳未満	8,700円	14,300円
45歳以上～50歳未満	10,600円	17,300円
50歳以上～55歳未満	11,600円	18,800円
55歳以上～60歳未満	12,800円	20,700円
60歳以上～65歳未満	14,500円	23,300円

【掛金額の減額】

一定の要件に該当する場合は、申請に基づき、掛金の額を減額することができます。

減額の理由	割合
① 生活保護法による被保護者であるとき	1人に限り、8/10
② ①に該当する者を除き、この制度に1年以上加入している者であって、災害その他特別の事情により掛金の納付が著しく困難と認められるものであるとき	1人に限り、8/10
③ ①、②に該当する者を除き、前年度分の市町村民税の非課税者であるとき	1人に限り、5/10
④ ①～③に該当する者を除き、前年分の所得税非課税者であって、前年度分市町村民税所得割非課税者であるとき	1人に限り、3/10
⑤ 2人以上の心身障がい者についてこの制度に加入しているとき	1人を越える心身障がい者について、それぞれ8/10

※減額の開始時期は、減額申請に対する承認があった日の属する月の翌月からとなります。

【給付内容】

○年金の支給

加入者が死亡し、または、重度障がいと認められた場合は、残された障がい者に1口当たり月額2万円（2口の場合、月額4万円）の年金が支給されます。

○弔慰金・脱退一時金の支給

加入者より先に障がい者が死亡したときは、一時金として加入期間・加入時期に応じて弔慰金（3万円～25万円）が支給されます。また、5年以上加入した後この制度から脱退したときは、加入期間・加入時期に応じて脱退一時金（4.5万円～25万円）が支給されます。

給付内容	加入期間	平成20年3月31日までに加入された方	平成20年4月1日以降に加入された方
弔慰金	1年以上～5年未満	30,000円	50,000円
	5年以上～20年未満	75,000円	125,000円
	20年以上	150,000円	250,000円
脱退一時金	5年以上～10年未満	45,000円	75,000円
	10年以上～20年未満	75,000円	125,000円
	20年以上	150,000円	250,000円

【加入申込みに必要な書類】

- ・加入申込者及びその扶養する心身障がい者の住民票の写し
- ・申込者告知書
- ・心身障がい者の障がいの種類及び程度を証明する書類
- ・年金管理者指定届書

【年金の給付請求に必要な書類】**〔加入者が死亡した場合〕**

- ・年金給付請求書
- ・加入者の死亡診断書等
- ・心身障がい者及び年金管理者の住民票の写し
- ・その他県知事が必要と認める書類

〔加入者が重度障がい者となった場合〕

- ・年金給付請求書
- ・障がい診断書
- ・加入者、心身障がい者及び年金管理者の住民票の写し
- ・その他県知事が必要と認める書類

【弔慰金の給付請求に必要な書類】

- ・死亡・重度障がい届書
- ・弔慰金給付請求書
- ・加入者の住民票の写し
- ・心身障がい者の住民票の写し
- ・給付金振込先の預貯金通帳

【脱退一時金の給付請求に必要な書類】

- ・加入者等脱退（減少）届書
- ・脱退一時金給付請求書
- ・加入者の住民票の写し
- ・心身障がい者の住民票の写し
- ・給付金振込先の預貯金通帳

【申請書等提出先】

市福祉総務課（鴨島庁舎本館2階）

【制度の実施主体及びお問い合わせ先】

徳島県障がい者相談支援センター

TEL 088-631-8711